

育児時短勤務手当金 支給例

● 支給額 = 【支給対象月に支払われた報酬の額】 × 以下の区分に応じた支給率

区分		支給率
A	支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額90%未満の場合	10%
B	支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額90%以上100%未満の場合	当該標準報酬の月額に対する当該報酬の額の割合が90%を超える大きさの程度に応じ、10%から一定の割合で逡減するように総務省令で定める率

※支給対象月に支払われた報酬の額と手当金の合計額が支給限度額（459,000円（令和7年7月時点））を超える場合は、支給限度額から当該報酬の額を減じて得た額が手当金の支給額となります。

● 区分Bの支給率 = { ① - (② + ③) } ÷ ②

- ① 育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額※
- ② 支給対象月に支払われた報酬の額
- ③ 育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額に100分の1を乗じて得た額にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ (=①-②) : ①に掲げる額から②に掲げる額を減じた額

ロ (=①×10/100) : 育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額に100分の10を乗じて得た額

$$\text{③} = \text{①} \times 1/100 \times (\text{イ} \div \text{ロ})$$

※育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額が、基準報酬月額相当額（470,700円（令和7年7月時点））を超える場合は、基準報酬月額相当額により支給額を算出します。

● 支給例

育児時短勤務開始	R7.4.10
育児時短勤務終了	R7.6.25
開始時標準報酬の月額	300,000円

(各月の報酬額（各種手当含む）)

- ・ 4月 300,000円（減額なし）
- ・ 5月 280,000円
- ・ 6月 200,000円
- ・ 7月 280,000円

(育児時短勤務手当金の支給額)

- ・ 4月 減額なしのため、支給なし

・ 5月

報酬額が28万円、開始時の標準報酬月額の90%である270,000円を超え、100%未満のため、支給率は次のとおり。

$$\{300,000 - (280,000 + (300,000 \times 1/100 \times (300,000 - 280,000))) \div (300,000 \times 10/100)\} \div 280,000$$

$$= 0.06428... \Rightarrow 6.43\% \text{ (小数点第3位を四捨五入)}$$

$$\text{支給額} : 280,000\text{円} \times 6.43\% = \underline{18,004\text{円}}$$

・ 6月

報酬額が20万円で、開始時の標準報酬月額の90%である270,000円以下のため、支給率は10%となる。

$$\text{支給額} : 200,000\text{円} \times 10\% = \underline{20,000\text{円}}$$

・ 7月

7月の報酬額は6月の勤務実績を元に減額されているが、育児時短勤務を行っていないため、育児時短勤務手当金の支給はなし。

● (参考) 支給率早見表

報酬率	支給率	報酬率	支給率	報酬率	支給率	報酬率	支給率
100.00%	0.00%	97.50%	2.31%	95.00%	4.74%	92.50%	7.30%
99.50%	0.45%	97.00%	2.78%	94.50%	5.24%	92.00%	7.83%
99.00%	0.91%	96.50%	3.26%	94.00%	5.74%	91.50%	8.36%
98.50%	1.37%	96.00%	3.75%	93.50%	6.26%	91.00%	8.90%
98.00%	1.84%	95.50%	4.24%	93.00%	6.77%	90.50%	9.45%
						90.00%	10.00%

[早見表の見方]

育児時短勤務開始時の標準報酬の月額と比較した支給対象月に支払われた報酬の額の割合（報酬率）に応じた支給率を、支給対象月に支払われた報酬の額に乘ずることにより育児時短勤務手当金の支給額が分かります。